

大阪市立大学 POPCHAPS OB 会 会則

第1章 総 則

第1条（名 称）

本会は大阪市立大学 POPCHAPS OB 会と称する。

第2条（目 的）

本会は会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（事 業）

本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員名簿の作成。
2. その他本会の目的達成のために必要な事業。

第4条（本部及び支部）

本会は本部を大阪におく。また、必要に応じ各地方、地域に支部をおくことができる。

第2章 会 員

第5条（会員及び資格）

会員は、過去に大阪市立大学 POPCHAPS 在籍の経歴がある者にその資格があり、会員名簿への登録により入会するものとする。

第6条（会 費）

会員は本会活動経費に充てるため、会費を納入する義務を負う。ただし、当面会費は徴収しない。

第3章 役 員

第7条（役 員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 各期幹事 若干名
- (4) 事務局長 1名

第9条（役員の選任）

役員は、会員の互選により、総会において選任する。

第10条（役員の任期）

役員は、総会での選任から次回定例総会までとする。

第11条（役員の前任、重任）

役員の前任、重任はこれを妨げない。

第12条（役員の前任）

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

3. 各期幹事は同期を代表し、会務にあたる。
4. 事務局長は事務局の長とし、本会事務を遂行する。

第4章 機 関

第13条（機 関）

本会の機関として総会、役員会、事務局をおく。

第14条（総 会）

1. 総会は本会の最高議決機関であり、会員によって構成する。
2. 総会は会長が招集し、一年に一度定例として開催する。ただし、役員会において特に必要と認められる場合は、臨時に開催することができる。
3. 総会においては、会長の指名により議長を選任し、次の事項を議決する。
 - I. 活動報告の承認
 - II. 会計報告の承認
 - III. 役員を選任
 - IV. 会則の改廃
 - V. その他重要事項
4. 総会の構成員は他の会員に文書で委任し、その出席に代えることができる。

第15条（役員会）

1. 役員会は総会で選任された役員で構成し、必要に応じて会長が招集する。
2. 役員会は総会の決定に基づき、会務を執行し、その他重要事項を決定する。

第16条（事務局）

1. 事務局は事務局長が指名し、会長が承認した会員により構成する。
2. 事務局は本会の一般事務を遂行する。

第5章 会 計

第17条（会計年度）

本会の会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第18条（経 費）

会費、寄付金その他の収入は本会の必要経費に充当する。

第19条（会計報告）

会計は総会に報告し、承認を得なければならない。

第6章 雑 則

第20条（会則運用規約の制定）

必要に応じ、この会則の運用に必要な規約を定めることができる。

第21条（会則の改廃）

会則の改廃は、総会で出席者の3分の2以上の賛成をもって決議することを必要とする。

附 則

この会則は平成20年11月3日より施行する。